



都市と環境が調和するまち

基本的政策 1

既成市街地や既存集落の
有効活用

- 1 コンパクトシティに向けた取り組み
- 2 旧市街地の有効活用
- 3 臨海部空間の有効活用
- 4 農地や里山を支える集落の維持
- 5 暮らしを支える公共空間の再整備
- 6 北勢バイパスの整備に伴う土地利用転換のあり方
- 7 旧鈴鹿山麓リサーチパークの有効活用

基本的政策 2

農地・森林の保全

- 1 優良農地の保全・集約化
- 2 森林の保全
- 3 自然を生かした公園の整備

基本的政策 3

多様な主体の連携による
環境都市への展開

- 1 低炭素社会の実現に向けた取り組み
- 2 循環型社会の実現に向けた取り組み
- 3 自然共生社会の実現に向けた取り組み
- 4 快適生活環境社会の実現に向けた取り組み
- 5 公害体験を活かした環境学習の充実

基本的 政策 1

既成市街地や既存集落の有効活用

人口減少社会における限られた資源の中で都市を維持・管理していくために、市街地の無秩序な拡散を抑制し、既成市街地や既存集落の優良なストックを有効に活用します。

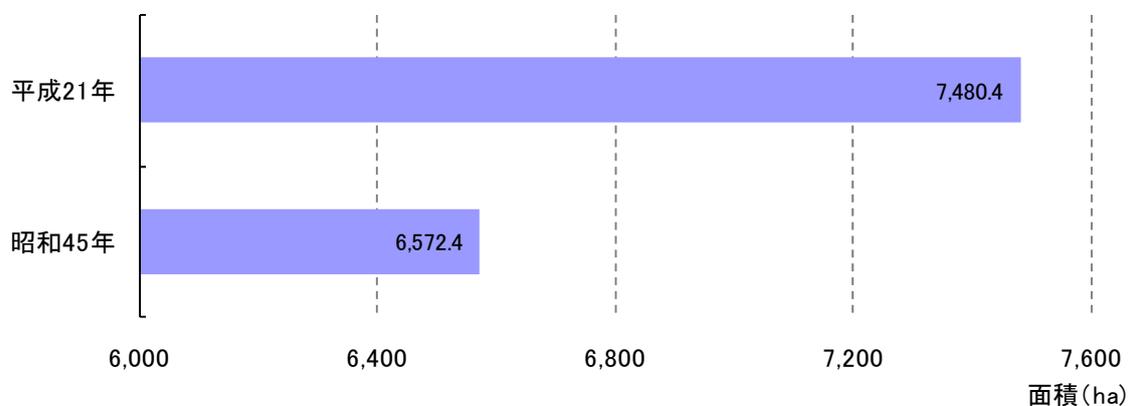
現状と課題

本市の土地利用については、都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市域の大半を占める都市計画区域（20,074ha）について、市街化区域（7,480ha）と市街化調整区域（12,594ha）に区分しています。市街化区域は、既に市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、市街

化調整区域については、市街化を抑制する区域で、既存集落の中で認められるものを除き、原則として開発や建築を規制する区域となっています。

名古屋大都市圏の西端に位置する本市は、高度経済成長時代の臨海部への石油化学コンビナート企業の立地を中心として、経済的な発展を遂げてきました。その一方で、四日市公害問題が引き起こされました。

■市街化区域面積の状況



本市は、臨海部への産業立地の過程で発生した公害問題に対して、その発生源である臨海部から居住地を隔離するという政策をとり、昭和40年代には、郊外の丘陵部で大規模な住宅団地の開発を行いました。

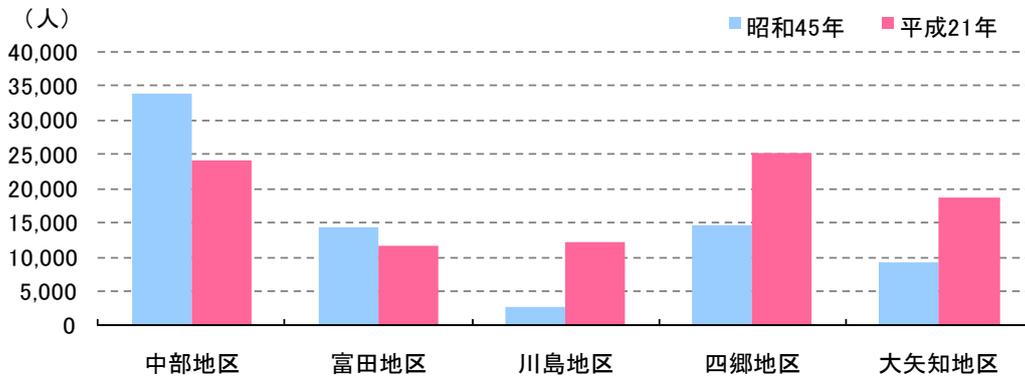
その後、公害問題は環境改善の方向へと向かうこととなりますが、この政策による内陸団地（三重団地、笹川団地、あさけが丘、高花平、坂部が丘など）への人口移動は、人口規模に対して田畑等を多く含んだゆとりある市街地と、その間近に里山や水田が広がる自然豊かな住環境を生み出すこととなりました。その結果として、拡散

した市街地を生むこととなり、市街化区域内においても、まだ都市的利用が可能な土地が多く存在しています。

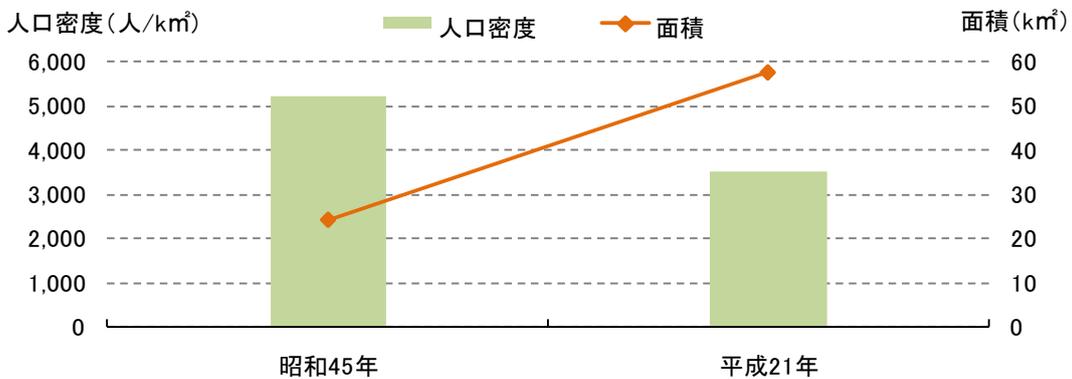
その一方で、住宅や商業施設の郊外化に伴い、中心市街地の大規模店舗が撤退するなど、旧市街地*の空洞化も経験してきました。

こうした中で、本市の人口は、当面わずかながら増加し2015年をピークに減少に転じるものと予測されており、年齢構成においても、老年人口の増加に対して生産年齢人口が減少するなど、より一層、効率的な都市運営による都市機能の維持が今後の大きな課題です。

■地区別人口の状況



■DID地区(注)の面積と人口密度



(注) DID地区

昭和35年国勢調査から新たに新設されたもので、人口密度の高い基本単位地区（原則として人口密度が1km²あたり4,000人以上）が連たんしている地区。

土地利用の基本的なあり方

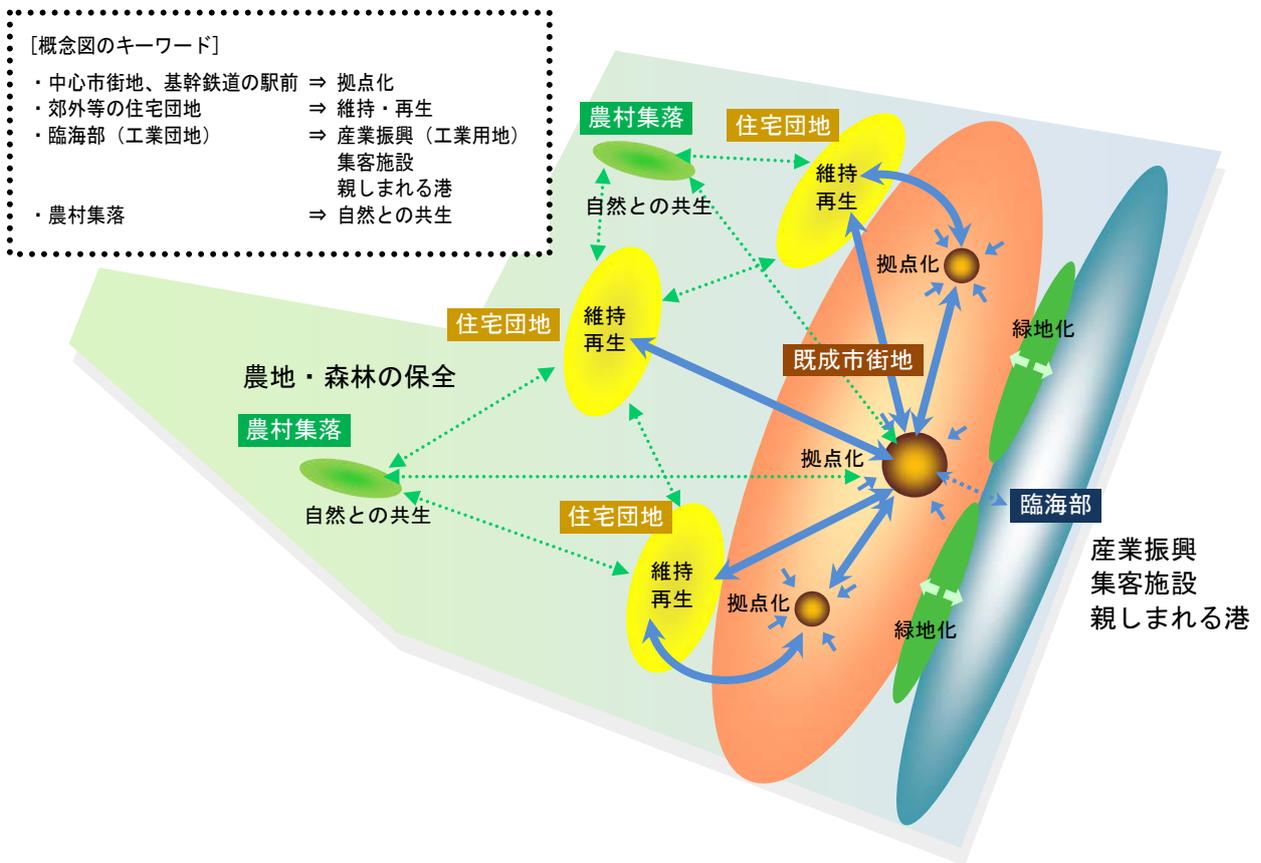
人口減少社会において、限られた資源の中で都市を維持・管理していくために、歴史的な都市形成の中で育んできた都市基盤や公共資本*ストックを有効に活用しながら、高齢化や環境問題など社会的な課題にも対応できるコンパクトなまちづくり*を進めていく必要があります。

そのために、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市機能と自然環境の調和を図るとともに、これからの人口規模や構造、市民の活動に見合った都市づ

くりに向けて、中心市街地、駅前市街地などの都市機能集積地、既存の拠点的商业機能や住宅市街地など、それぞれの地域の特性や機能、広がりなどを踏まえた拠点化を推進します。さらに拠点間の連携を図る交通体系の維・充実を図ります。

なお、自然環境に大きく負荷をかける可能性がある開発行為*の際には、環境に関する適切な措置が講ぜられるよう、環境に配慮した規制・誘導を行います。

■土地利用概念図



重点的な施策

◆ コンパクトシティに向けた取り組み

近鉄四日市駅周辺からＪＲ四日市駅にかけての中心市街地、拠点となる駅前市街地など公共交通によりアクセス可能な都市機能集積地では、広域的な都市機能の維持・集積により市民が世代や空間を越えて交流する場所としての拠点化を進め、自動車に依存せず暮らせる（「エコ・アーバン・ライフ」を実現できる）魅力的な住・商複合市街地を形成します。

その中で、ＪＲ四日市駅周辺では、駅前広場の再整備や旧港周辺に至る歩行者動線の整備などを推進し、港と一体となったまちづくりに取り組みます。

郊外団地など生活の拠点となる場所では、公営住宅や道路、公園等公共空間の再編や公共交通の維持・充実により高質な居住空間の維持を図ります。特に、今後、高齢化の一層の進展により空家、空き地の発生も見込まれる中で、若い世帯を受け入れていく仕組みが必要であり、住み替え促進による世代の混住を誘導する施策や小さな子どもを持つ若い世代が住めるような施策を推進します。また鉄道ネットワークの重要性が増すことから、各駅周辺の特성에応じたまちづくりを進めていく必要があります。



近鉄富田駅西口 駅前広場



市西部に広がる茶畑

◆ 旧市街地の有効活用

建物が密集し生活環境の向上が望まれる旧市街地*においては、老朽家屋の除却を促進し、土地利用更新に向けた空間を確保するとともに、その一部を広場や緑の空間とするなど、ゆとりある住空間への転換に取り組みます。

また、住宅と農地が混在した市街地

については、必ずしも住宅の密度を高めるのではなく、都市農地の保全も含めて、オープンスペース*を積極的に生かした地域づくりに取り組むとともに、住宅と工業が混在する区域においては、その地域の住民と協議を行い、必要に応じて土地利用の転換についても検討します。

◆ 臨海部空間の有効活用

産業の高度化による機能集約や業種転換などで活用可能な空間が生まれてきている臨海部の工場地帯では、産業振興政策と連携しながら新たな設備投資や道路用地の確保など有効活用を図るとともに、持続可能な生産拠点として有効活用を図ります。

一方、物流機能の一大拠点である四日市港は、市民にとっても貴重な水辺

空間であり、重要文化財に指定されている末広橋梁や潮吹き防波堤などの資産を有することから、商業施設などが立地でき、また企業活動が活発化できるよう、四日市港管理組合、市民などと連携しながら、四日市地区における分区^(注)規制の検討など、港と一体となったまちづくりを推進します。

(注) 分区

臨港地区には、分区（商港区、工業港区、漁港区、特殊物資港区等）を指定することができます。その区域において一定の目的を著しく阻害する構築物の建設などを制限することによって、その区域の港湾に関する利用の増進をはかることにより、各分区がそれぞれの機能に特化し、効率のよい港湾活動を実現するため指定されます。

◆ 農地や里山を支える集落の維持

食料等の生産だけでなく、環境保全や自然災害の防止など、多面的で重要な役割を有する農地や森林を保全し、その生産活動を継続可能とさせ、さら

には地域コミュニティの維持にもつながることから、農村集落の生活環境を維持、向上させます。

◆ 暮らしを支える公共空間の再整備

これまでモータリゼーション*の進展に合わせて整備されてきた道路や子どもを主な対象として整備されてきた公園等の都市基盤を、環境、福祉、

教育など多様な視点からもとらえ、市民の暮らしを支える空間として見直し、再整備に努めます。

◆ 北勢バイパスの整備に伴う土地利用転換のあり方

主要基幹道路である北勢バイパスについては、円滑な交通機能を確保するために沿道利用を原則として規制する一方で、交通利便性が高まること

が予想されることから、主要な交差点付近においては、自然環境に配慮した土地利用を誘導します。

◆ 旧鈴鹿山麓リサーチパークの有効活用

旧鈴鹿山麓リサーチパークについては、平成19年9月に、「三重ハイテクプラネット21構想」が終了したものの、(財)国際環境技術移転センター(ICE TT)や三重県環境学習情報センターなどが立地しています。

旧鈴鹿山麓リサーチパークの開発区域内には、造成済みの未利用地が存

在しており、今後は、国道306号の整備促進も視野に入れ、既存施設や未利用地の幅広い有効活用を図るとともに、四日市スポーツランド、ふれあい牧場および少年自然の家などの周辺施設と連携した土地利用について、戦略的な展開を図っていきます。

基本的
 政策
 2

農地・森林の保全

農地や森林は、生産の場としてだけではなく、環境保全や水源の涵養*、自然災害を防止する機能を有するとともに、癒しの空間の醸成や生物多様性*の維持など、多くの重要な役割を有しています。こうした多面的な機能を持つ農地や森林を緑の資源として保全する取り組みを促進します。

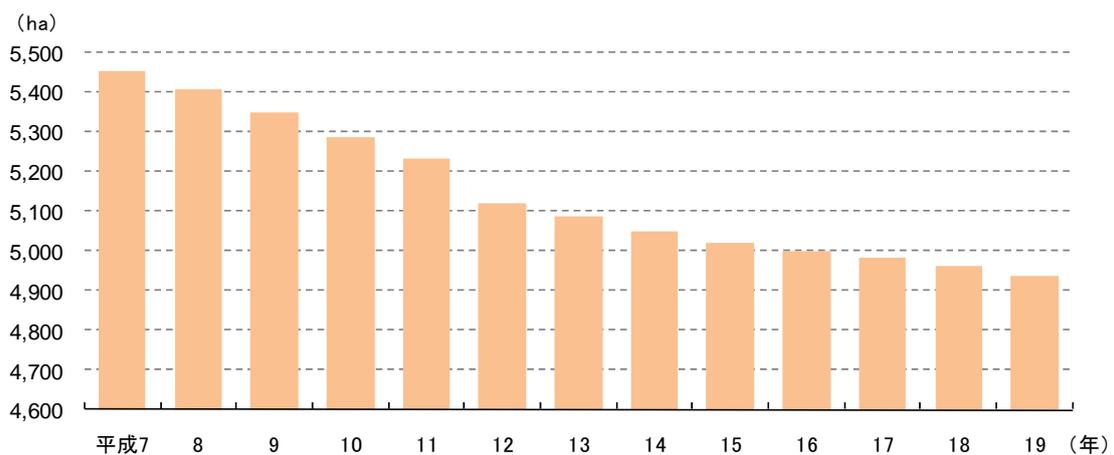
現状と課題

本市の農業の現状は、農家戸数については、平成12年の5,382戸が平成17年には4,855戸（9.8%減）、また、農地面積は平成12年の3,947haが平成17年には3,373ha（14.5%減）とともに減少しており、1戸当たりの経営面

積も0.67haと小規模となっています。

こうした状況の中で、農業経営者の高齢化や後継者不足による担い手の不足、農産物の価格低迷や分散した狭小な土地条件による生産性の低さが大きな課題となっています。

■農地（田・畑）面積の推移



資料：三重の統計情報



特に、農業生産の基礎となる農地について、耕作が行われず遊休化している農地が、全国的な傾向と同様に近年急増しており、市の単独事業で優良農地に復元する取り組みを実施しているものの、その面積は平成 17 年現在で、291ha、5 年前に比べて 15ha 増加し、これは本市の農地面積の約 8.6% を占め、土地利用上も課題となっています。また、市街化区域内の生産緑地（171.9ha）においても、一部耕作が行われずに、農地として有効活用されていないところがあります。

農地の遊休化を抑制し、優良な農地を保全するためには、地域農業の担い手を確保するとともに、遊休化のおそれのある農地を地域の担い手等に集積していくことが必要となっています。

また、森林全体の面積については、年々減少（平成 15～19 年度までの 5 年間で約 553ha の減）してきております。その森林については、私有林が大半を占め、個人保有の面積が極めて小さく、施業も粗放となるのはやむを得ないのが現状であり、人の手が入らず放置された里山では竹林化しているところもあります。

農地や森林については、資材置き場等への土地利用転換や丘陵地の土取り等により、優良な農地や良好な自然環境や景観等にふさわしくない土地利用も徐々に広がってきています。

このように、農地や森林は、年々その面積が減少し、遊休化や荒廃が徐々に進行してきているのが現状であり、それを保全することが課題となっています。

重点的な施策

◆ 優良農地の保全・集約化

水源の涵養*や生物多様性*の維持など多面的で重要な役割を有する農地を保全するために、農地の集約化や新たな農業の担い手の掘り起こし等により農業振興を図るとともに、農業者間で農地の貸し手と借り手を結びつけたり、NPO*、農業法人*、農業関係機関等が貸し出しを希望する農地を借り入れ、耕作希望者等への転貸を行うなどの農地を保全する仕組みを構築します。また、消費者等の一般市民による市民農園*等の農地活用を促進します。

さらに、産業としての農業が後継者不足、専業農家の厳しい経営環境などの課題がある中、農地の守り手として重要な役割を担ってきた兼業農家も

含め、集落営農組織*の設立など継続して、農地を保全できる施策を推進します。あわせて、生産緑地を適正に管理するため、市民農園*などとして幅広く活用するなど、優良農地としての保全に努めます。



市民農園

◆ 森林の保全

本市には、伊坂ダム周辺地域や四郷風致地区などに代表される森林や里山が多く存在し、これらは市民の心に安らぎを与えるほか、貴重な動植物を育み、生物多様性*の維持に寄与するとともに、水源の涵養*や防災など、多くの重要な役割を担う貴重な環境資源となっています。こうした森林や里山の保全については、市民緑地制度*の活用などによる市民活動の促進にあわせ、市民・市民活動団体・事業者・行政等と連携した新たな仕組みを構築します。

また、農地としての利用効率が悪く原野化した農地を自然に返し、市民活

動団体や事業者などとともに適正に維持管理することにより森林として保全することや、土地開発公社が所有する森林用地を活用した森林の保全策などについて検討を行います。



四郷風致地区

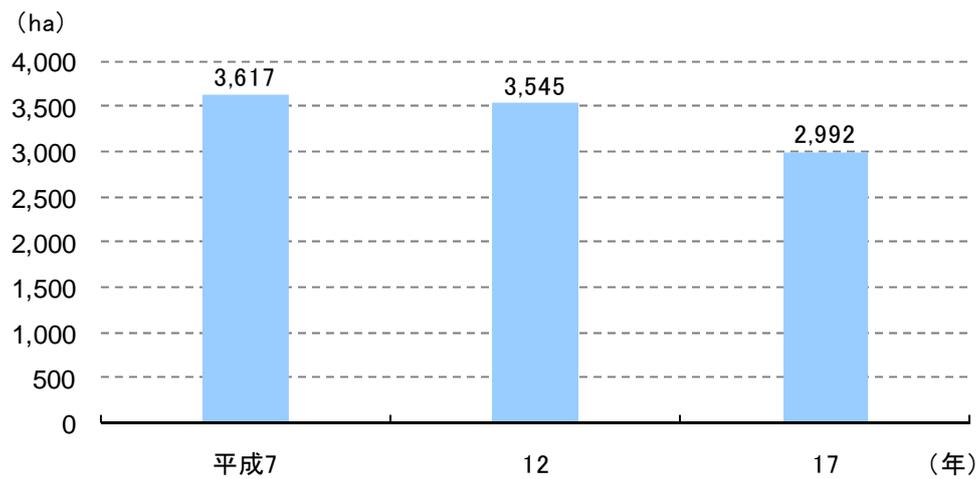
◆ 自然を生かした公園の整備

南部丘陵公園や垂坂公園・羽津山緑地など大規模な公園・緑地については、できる限り元の自然を生かした形で整備を推進するとともに、地域のボランティア団体などによる樹林地を維持・保全する活動を支援します。



南部丘陵公園

■ 森林面積の推移



基本的
政策
3多様な主体の連携による
環境都市への展開

四日市公害の環境改善のために、市民・事業者・行政が一丸となり取り組んできた貴重な経験を生かし、市民や市民活動団体・事業者などあらゆる主体が協働して、「低炭素社会*」「循環型社会*」「自然共生社会」「快適生活環境社会」の実現に向けた環境先進都市を目指します。

現状と課題

本市は、昭和 30 年代に発生した産業公害の環境改善に向けた活動の経験を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となり、二度と公害を起こさないという決意のもと、環境改善に取り組んでおり、平成 7 年には良好な環境の保全と創造を図る「快適環境都市」となることを宣言し、各種施策に取り組んでいます。しかしながら、今日課題となっている温室効果ガス*の現状については、工場を除く家庭での日常生活やオフィス等事務所から排出されるものが、京都議定書*の基準年である平成 2 (1990) 年比 50%増と著しいことから、その排出量を抑制する取り組みが必要となっています。

廃棄物処理面では、本市のごみの総排出量は平成 20 年度実績で 121,235t、資源化率は 26.7%となっています。ごみの総排出量は平成 15 年度以降徐々に減少していますが、さらに環境負荷*の少ない循環型社会*を構築する必要があります。また、ごみの焼却を行っている北部清掃工場は老朽化が著し

く、新たな施設の整備が必要となっており、ごみの埋立処分を行っている南部埋立処分場の残余容量もひっ迫している状況です。一方、産業廃棄物については、不適正処理事案も発生しており、その解決に向けた対応が求められています。

自然環境面では、鈴鹿山脈を源流とする豊かな水の恵みを受け、身近なところにも自然が残され、国天然記念物の御池沼沢植物群落をはじめ、市街地の中にも、公園・緑地、河川敷等の緑のほかに水田等の農地や社寺林の緑などが点在し、まちにゆとりと潤いを与えています。また、市内各地でホテルが見られ、朝明川・海蔵川・三滝川・内部川等の主要河川にアユの遡上が見られるなど、生き物の姿が見られる環境も残っています。しかしながら、市域の田畑や森林は、最近 20 年間で約 20%が失われており、自然環境を取り巻く現状は危惧すべきものがあります。

生活環境面で大気の状態については、四日市公害の主要な原因であった硫黄酸化物の監視・規制を行うことにより、昭和 51 年度以降は環境基準を達成しています。しかしながら、窒素酸化物について、幹線道路に近い一部地域で目標値が達成できない地点が残っています。また、水質面の代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）* や COD（化学的酸素要求

量）* については、主要工場における排水処理施設の整備や公共下水道の整備等により改善されつつありますが、一部地域で環境基準を達成していないところもあります。

なお、四日市公害認定患者数は、平成 22 年 3 月末現在 462 名であり、今後とも認定患者の健康の保持、増進などに努めていく必要があります。

重点的な施策

◆ 低炭素社会の実現に向けた取り組み

家庭での日常生活やオフィス等事務所から、温室効果ガス*の排出を抑制するため、太陽光発電等新エネルギー設備の導入が図られるよう、支援策を拡充します。また、公共施設についても、大規模改修などの時期を考慮しつつ、効率的かつ計画的に省エネルギー及び新エネルギー設備の導入を推進します。

市民や事業者、市民団体等との協働により、公共交通や自転車の利用奨励

等自動車への過度な依存からの脱却をはじめとする温室効果ガス*削減活動に基づくまちづくりに努めます。

さらに、地球温暖化対策技術が一層重要になってくることから、(財)国際環境技術移転センター（I C E T T）を活用して、地元事業者による地球温暖化対策、新エネルギー・省エネルギー対策への支援等についても検討します。

◆ 循環型社会の実現に向けた取り組み

循環型社会*の実現に向け、ごみの適正な処理・処分に努めるとともに、3R*（排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の取り組みを推進します。

ごみ減量リサイクル推進店制度やエコステーション*を活用し、市民や事業者と連携しながら容器包装の減量や資源物回収の強化を図るとともに、もやさないごみや焼却灰の資源化

ルートの開拓に取り組みます。



エコステーション

また、老朽化が著しい北部清掃工場の更新を図るため、その隣接地に、新総合ごみ処理施設を整備し、新たにプラスチック類ごみの焼却及びもやさないごみの破碎選別を行い、埋立ごみの大幅な削減を図るとともに、ごみ発電による熱エネルギー回収に取り組

みます。なお、埋立処分場の持続的な活用を図るために、整備および延命化対策もあわせて実施します。

加えて、情報の集積と発信、学習機会の提供、意識啓発についても実施します。

◆ 自然共生社会の実現に向けた取り組み

私たちの周りには、様々な生物が存在し、これを取り巻く大気、水、土壌などの自然の構成要素との相互作用により、多様な生態系が形成され、私たちは、その恩恵により生存しています。

このため、四日市の風土や文化を育む自然環境を次世代に確実に引き継ぐとともに、自然の中で生き物に親しみ、生物多様性*の重要性に気づく場づくりを推進します。また、豊かな緑は市民の心に安らぎと潤いを与えるだけでなく、水源の涵養*や保水・防

災など、多様な役割を担っていることから、公共施設における率先的な緑化はもとより、花と緑いっぱい事業や吉崎海岸の美化ボランティア*、御池沼沢植物群落の保全など、市民との協働による都市緑化や自然環境保全を推進します。

なお、霞ヶ浦緑地北ゾーンの工業集合地特例適用により霞ヶ浦地区のコンビナート企業から負担金を受けており、それを原資としてより市民に近い場所での緑化推進に活用していきます。



御池沼沢植物群落

◆ 快適生活環境社会の実現に向けた取り組み

市民が快適な環境の中で暮らせるよう、引き続き、大気・水質等の常時監視測定を行っていきます。

また、従来の環境監視項目にPM_{2.5}* (粒子状物質)を加えるとともに、人間の嗅覚を用いた臭気測定による規制(臭気指数規制)の導入を検討す

るなど、より充実した環境監視を行います。

さらに、市内で発生している産業廃棄物問題についても、引き続き三重県と連携して早期解決に向けて取り組みます。

◆ 公害体験を活かした環境学習の充実

市内の小中学生が、本市の環境について将来自信を持って語れる大人になるよう、環境学習センターや博物館などの施設や市民・事業者による講座などを活用し、本市の自然や環境改善への歩み、環境への取り組みや産業との関わりを認識し、自ら調べ発表する機会を増やします。

また、市民・事業者・行政が一体となり、環境改善に取り組んできた歴史と今の本市の環境を全国に情報発信する拠点として、既存の公共施設などを活用して、公害に関する資料館の整備を推進します。さらに、習熟度に応じた指導ができるよう教員に対する指導や教材の拡充を図り、総合的な環

境教育の体系を構築するとともに、世界的にも環境教育がより一層重要となることから、(財)国際環境技術移転センター(I C E T T)を活用して、途上国を対象とした青少年向けの新たな研修制度等の創設を促進します。



環境学習